

豊饒の射水

射水市議会
社民党議員会

さわむら おさむ
澤村 理
議会活動報告

2010年10月発行

No. 2

日頃のご支援に感謝申し上げます

秋の深まりとともに肌寒い日も多くなりつつありますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

私は、当選して以来4回の定例議会を経験し、ほぼ1年間の経過しようとしております。これまでの皆様のご支援に深く感謝申し上げます。

さて、去る8月に、市当局から「庁舎整備方針の議論のたたき台」が提示されました。9月定例議会でもさまざまな議論がありました。この問題は、少なくとも今年度中に方向性を定めなければならぬ重要な課題であります。私が9月議会で行った質問とともに概要をご報告申し上げます。



平成22年9月定例会

庁舎整備方針が提示される

今定例会開催前に、庁舎整備方針について公に明らかにする前に議会内の各会派ごとに説明したと市当局から打診があり日程調整までしていたのですが、説明をもうう前に新聞で報道されてしまいました。これには当局も相当動揺したようですが、とにかくA、Bの2案が明らかとなりました。当局は「議論のたたき台」としていますが、今後は急速に議論が加速するものと思われます。この問題を含め次の3点について質問しました。

問一 統合庁舎の建設について

これまで、市民の代表16名による射水市統合庁舎建設等検討市民懇話会、そして12名の委員による射水市統合庁舎建設基本構想策定委員会による議論の積み重ねがあった。しかしながら、今回提示された「たたき台」については、どこで誰と誰が議論してどういうふうにしたのかという経過がまったく見えない。これまで議論に参加してこられた市民の代表、有識者、その議論を見守ってきた多くの市民には、突如として浮上してきた案として写っているのではないのか。この「たたき台」を定めるにいたった手順や過程を明快かつ詳細に示していただきたい。

また、どの案に落ち着こうとも、そこで市民

サービスを提供していくのは市の職員である。現場を一番よく知る彼らへの説明等をまったくしないままにすれば、これからの志気にかかわることになると考えるが、見解を問う。

多くの市民から経費ばかりが強調されており、9万4千射水市民の一体感をより深めるためにはどうすればいいのかという観点で欠落しているという意見があった。庁舎を建設することによって地域間の溝が深まるような不幸な結果を招くことは絶対に避けなければならない。多少経費が嵩んだとしても、少しでも多くの市民が納得できる選択をする方が射水市全体の将来のためになる。目には見えない地域間の垣根を少しでも低くして一体感をより深めるためにも、庁舎のほかのインフラ整備も視野に入れながら市民に「見える・わかる・わかり合える」ように庁舎建設の議論を進めていくべきだと考えるが、見解を問う。

答弁（市長政策室長） 今回のたたき台については、

統合庁舎建設等検討市民懇話会からの提言内容や、統合庁舎建設調査委員会でも積み重ねてきた資料等も再度見直し、改めて庁舎に関する考え方を整理し、提示したものである。また、現在の社会経済状況や本市の現状を踏まえた上で、庁舎整備に当たっては、「いくらかかるか」ではなく、「いくらかけられるのか」という考えから、可能な限りの経費節減を念頭に多面から検討を重ねたものである。庁舎の整備は、本市の最重要課題の一つであり、当然のことながら今回のたたき台は、庁議において協議をした上で提示したものである。なお、今後、議論が深まる中で、様々な検討項目が出てくると考えら

提示された庁舎整備方針の概要

	A案 小杉庁舎を南庁舎、新湊庁舎を北庁舎として新築する場合	B案 新たな場所に統合庁舎を新築する場合
建設形態 職員1人当たりの必要面積：30㎡（総務省の起債基準）	南庁舎（小杉）	統合庁舎
	想定職員数 338人（教育委員会以外）	想定職員数 378人
	建築延床面積 10,100㎡（30㎡×338人）	建築延床面積 11,300㎡（30㎡×378人）
	北庁舎（新湊）	敷地面積 22,400㎡ （庁舎3,900㎡、駐車場14,000㎡、その他4,500㎡）
窓口施設	想定職員数 48人（教育委員会等）	
	建築延床面積 1,400㎡（30㎡×48人）	
機能	3箇所（大門・大島・下地区に各4人配置）	5箇所（5地区に各4人配置）
	各地区の公共施設等を活用し、証明書発行業務を行うほか、市民相談窓口を配置する。 北庁舎に、ほとんどの市民ニーズに対応できる「市民総合窓口」を併設する。	各地区の公共施設等を活用し、証明書発行業務を行うほか、市民相談窓口を配置する。
既存庁舎の取扱	小杉・新湊の現庁舎は、新庁舎建設後、速やかに取り壊す。 大門・大島・下庁舎は、段階的に廃止を検討。	5庁舎すべてについて、段階的に廃止を検討。 ※小杉・新湊庁舎敷地を売却した場合、約18億円の歳入が見込まれるが、下欄の金額には考慮されていない。
総経費	91.2億円	100.0億円
実質負担額	56.0億円	60.0億円

問二 地域公共交通の拡充について

見るが、これまでどおり関係部局との協議や意見調整を十分に行い進めていきたい。庁舎の整備方針が決定した場合には、射水市統合庁舎建設基本構想策定委員会での議論についても軽視することなく、その検討過程も十分に踏まえながら、次の段階に進んでいきたい。
 また、今回の2案については、多方面から検討を重ねた結果提示したものであり、決して経費面のみを強調しているものではない。また、庁舎整備の方針を考える上で、「市民の一体感の醸成」も考慮すべきポイントと認識しているが、市民の利便性の確保、既成市街地の維持・活性化、合併特例事業債の効率的な活用などといった判断ポイントを重視しながら、庁舎以外のインフラ整備も視野に入れながら議論を進めていきたい。議員ご指摘のとおり、庁舎の整備によって地域間の溝を生むようなことはあってはならず、より多くの市民が納得できる結論を導き出すことが必要と考えている。そのためにも、まずは今回の2案をたたき台として議論を深めていくことが重要であると考えている。

先の3月議会で「国が検討している交通基本法の趣旨を踏まえて、市の総合的な交通体系のあり方を研究していきたい」という答弁があった。その後、国土交通省は6月に「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方」を発表した。それによると、全国的に地域公共交通が危機的な状況に陥っていることを鑑み、いわゆる交通弱者を含めたすべての国民に「移動の権利」を保障することが交通基本法の

根幹であり、地域の実態に合うように地域公共交通を維持・再生し、活性化していくことが必要としているが、具体的な国の支援策については、住民、自治体、交通企業などの地域の関係者による地域の協議会の自主的な取組みに対して一括して交付する仕組みに改めるとしている。これからの具体的な地域公共交通の維持・再生については、地方自治体が重要な役割を担わざるを得ないと考えられるが、見解を問う。

また、来年には海王丸パーク周辺に「きつと」と市場」がオープン、平成24年頃には「新湊大橋」の完成が予定されている。海王丸パーク周辺は射水市の観光拠点となることが期待されており、平成26年には北陸新幹線の東京・金沢間の開業が予定されている。新幹線新高岡駅で降車した観光客が、できるだけストリートに海王丸パーク周辺に輸送され、新湊のきつとととを魚を堪能して、海王丸や新湊大橋あるいは、遊覧船に乗って内川周辺を観光するといった仕掛けづくりが重要である。射水市民にとっては「住んでよし」「観光客にとっては「訪れてよし」の交通体系の整備が重要と考えられるが、当局の方針を問う。

答弁（市民環境部長）「交通基本法」の趣旨については、議員が述べられたとおりであり、ポイントとして、移動権の保障と支援措置の充実、成熟社会にふさわしい持続可能な新しい交通体系の構築等が挙げられている。国土交通省は、来年度の通常国会に法案と関連施策の充実策を合わせて提案したいと考えており、市としては、法の主旨に沿って、公共交通の整備・拡充に努めていく。

また、数年後、海王丸パークの観光事情は一変するものと思われるが、いかに人の流れを効果的に本市に呼び込むかに係っていると云っても過言ではない。このことから、今議会に、万葉線利用促進事業として、万葉線沿線に点在する観光資源を活用した新たな観光ルートの開発等のため、145・8万円を補正予算として計上しているところであるが、総合的な公共交通体系の一層の整備について、関係部局による庁内検討委員会を設置し、検討していく。

問三 樹木保存法に基づく保存樹の指定について

暫定施行されていた「新湊市緑化推進条例」が廃止となったが、それについて市民から意見を頂戴した。条例廃止の趣旨は、条例制定後の緑化推進に関する法整備等がなされ、条例の果たすべき役割は終わったからというものであった。しかし、この条例で規定されていた保存樹木の指定に関する上位法令の「樹木保存法」は、依然として有効であり、美観風致を維持するため必要があり一定の基準に該当する樹木を保存樹として指定することを自治体に促している。この精神に則り、富山市と高岡市は、合併してもなお市全域に保存樹の指定制度を適用している。

かつて新湊地域で保存指定されていた樹木の所有者をすべて伺ったところ、指定されていた樹木にまつわる歴史について懇々と説明してくださった方、枝の剪定や害虫駆除など維持することの苦労について切々と訴えられる方など様々であったが、いずれも人間の小ささを教えてくれるような大木であり、その立ち姿に感動

を憶えた。なかでも一番印象に残ったのは、鳥の糞をめぐって周辺住民とのトラブルが生じており、指定されていた樹木を切ってしまうべきかそれとも残すべきか家族で真剣に悩んでいるという相談をされたことだった。

市当局は、簡単に地域住民等が自ら保存していくように努めてほしいと言うが、現実はこのなものである。市民の皆さんに地域に根ざした歴史ある樹木を保存するよう啓発していくのも自治体の重要な役割であると今も樹木保存法は説いているのではないか。こうした緑や自然を大切にすることを後世にどう継承していくべきなのか見解を問う。

答弁（産業経済部長）

本年3月に、保存樹を指定した「新湊市緑化推進条例」を廃止した。この条例は、緑化とその保全及び市民の健康で文化的な生活を確保する目的で昭和48年に制定されたが、条例で規定する活動が花と緑の銀行の活動と重複すること、他の法律がこの条例を上まわる規定を定めるようになったこと、また保存樹の指定が旧新湊市だけに適用されており公平性に欠けることなどに拠り、暫定条例であったこの条例の存続する意味がなくなり廃止したものである。この結果、7本の保存樹の指定を解除することとなったが、市としては、保存樹指定の有無に関わらず、地域住民に長年にわたり親しまれている各地の樹木は、地域のシンボルとして守り続けられるものと考えている。

したがって、樹木の保存も含め、緑や自然を大切にすることの後世への継承については、地域の花と緑の銀行の緑化活動や、子供たちが学校や地域での行事や遊びを通して地域の自然に数

多く触れることに拠り徐々に醸成されるものと考えてるので、今後とも関係者のご理解とご協力をお願いしたい。

可 決 し た 主 な 議 案

1 平成22年度一般会計補正予算（第2号）

7億4,003万円を追加補正し、予算総額を379億5,297万7千円とするもの。主な要因は前年度繰越金の確定など。

2 平成22年度特別会計補正予算

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道及び農業集落排水の5特別事業について計2億6,771万2千円を追加補正するもの。

3 コミュニティセンター条例の制定

市内27箇所の地区公民館を「地域づくり活動」「生涯学習」「地域住民の交流」の事業に供するコミュニティセンターに移行する条例を定めるもの。

4 中央公民館条例の制定

コミュニティセンター条例の制定に伴い、射水市立公民館条例を廃止し、全市内の生涯学習の振興に資するため新たに中央公民館条例を定めるもの。

▼H22. 9. 18 北日本新聞

庁舎議論 オープンに

庁舎問題の本格的な議論がスタートした。市は「南北庁舎案」と「統合庁舎新設案」を提示したが、2案の本質は「既存のものを生かすか、新たな場所に建設するか」（夏野市長）にある。

市が整備財源に当て込んでいる合併特例債は平成27年度末が活用期限となっており、本年度内の基本方針決定は、市と

論戦を振り返って

市議会が背負った最低限の「宿題」と言える。

まちづくりの将来ビジョンと庁舎の役割、財政見通しなど議論の切り口はいくつもある。結論がより多くの市民の共感を得られるよう、主張と根拠を明確にしてオープンに議論すべきだ。庁舎問題をめぐり、合併前の市町村間の溝が深まるようなことはあってはならない。

（射水総局長・高橋幸博）

H22. 9. 11 北日本新聞▼

射水

同一会派内で違いも

庁舎問題 市提示の2案論議

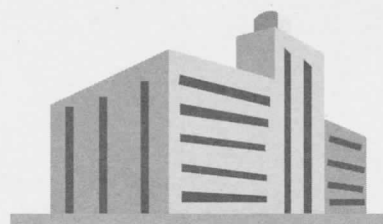
市町村議会

10日開かれた射水市議会本会議で一般質問した10氏のうち、5氏が庁舎問題をたどした。市が議論のたたき台として提示した2案について、基本的な考え方の表明が相次いだ。同一会派でも意見の異なるケースがあり、問題の複雑さがにじみ出た。

市が示しているのは、小杉、新湊庁舎の敷地を活用する「南北庁舎案」と新たな用地

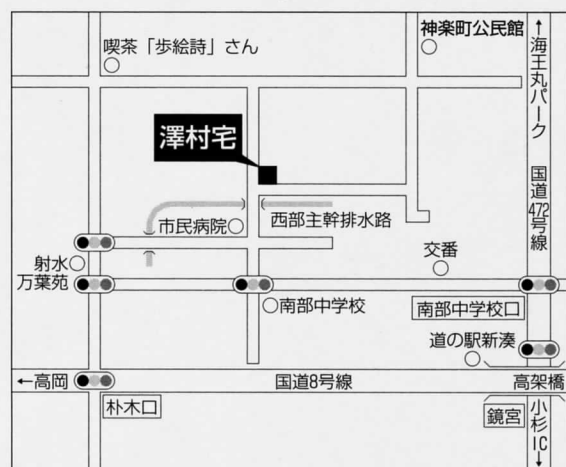
を求める「統合庁舎案」。これに対し小島啓子、津本三男の両氏は「既存敷地を活用すべき」と主張。石黒善隆氏は「統合庁舎以外にない」、中野正一氏は「旧市町村から等距離の新しい場所です」との考えを示した。

一方、澤村理氏は議論経過が市民に見える形で進められるよう注文し「庁舎問題で地域の溝を深めてはならない」と述べた。小島、中野、澤村の3氏は社民党議員会。



答弁した小井市長政策室長は「意見は真摯に受け止める」とした上で、議会との協議を最優先する考えをあらためて強調。「今後の議論の中で修正を加え、より多くの市民からコンセンサスが得られる案にしたい」と述べた。

ご意見をお聞かせください！



澤村 理の自宅：〒934-0054 射水市神楽町55
（市民病院のすぐ近くです。）
TEL 0766-84-0655 / FAX 0766-84-0695
E-Mail: o_sawamura@po9.canet.ne.jp

澤村 理へのご意見・ご要望・激励をお待ちしています。

沢村おさむ後援会定期総会・市政報告会開催のお知らせ

後援会の1年間の活動を振り返るとともに、沢村の議会活動をご報告し、皆様の貴重なご意見を賜ることを目的に、下記のとおり後援会定期総会・市政報告会を開催いたします。お気軽にご参集ください。

◎と き 平成22年11月13日(土)
午後4時から1時間程度

◎ところ 神楽町公民館

※どなたでも参加自由です。